

## 大量保有報告制度の概要と変更のポイント

植田 哲司  
日本証券アナリスト協会検定会員  
[ueda-tetsuji@irjapan.co.jp](mailto:ueda-tetsuji@irjapan.co.jp)

本年 6 月 14 日に、「証券取引法」等の一部を改正する法律及び同整備法が公布され、名称を「金融証券取引法」に改めることが決まった。また、9 月 13 日には金融庁よりその具体的な改正内容として「証券取引法等の一部改正に伴う証券取引法施行例等の改正案」が公表された。

この中で大量保有報告制度については、

特例報告制度の縮小

共同保有者間の重複計上の問題の是正

等に関する部分が改正されることになったので、ここではその概要について説明する。

なお、大量保有報告制度のうち重要提案行為に関する部分については公布の日より 6 ヶ月以内(11 月中の予定)、その他の部分については公布の日より 1 年以内(平成 19 年 1 月 1 日予定)と段階的に施行されることが決まっている。

### ． 大量保有報告制度の概要

大量保有報告制度とは、株価に影響を及ぼす大量保有の情報を公開させ、市場の公正性・透明性を高め、投資者の保護を徹底するため平成 2 年 12 月に導入された。株券等に係る大量保有の状況を投資者に迅速に開示するための制度であり、概要は以下のとおりとなっている。

#### 1. 対象となる会社

対象となる発行会社は、取引所に上場している会社

#### 2. 対象となる有価証券

対象となる有価証券は、

株券

新株予約権証券

新株予約権付社債券

対象有価証券カバードワラント  
株券預託証券  
株券関連預託証券  
対象有価証券償還社債  
となっている。

### 3. 大量保有報告書の提出義務者

大量保有報告書を提出する義務が有る者は、発行済株式総数に占める保有株式数の割合が5%を超えている保有者である。

保有者とは、単に株式等を保有している者に限らず、以下の者を含む。

投資一任契約等に基づき投資権限を有している投資顧問会社等  
売買等の約定は行っているが株券等の引渡しを受けていない者  
信用取引で買い建てている者

金銭の信託契約等に基づき、発行会社の株主として議決権を行使することのできる権限を有する者で、当該事業会社の事業活動を支配する目的を有する者

未成年者が株券等を保有している場合の親権者

自己又は他人の名義をもって株券等を所有する者

(共同保有について)

また、本人による保有のみではなく、50%超の資本関係がある親子会社及び兄弟会社や夫婦等のみなし共同保有者、共同して株券等を取得・譲渡・議決権の行使等を行うことを合意している実質共同保有者については合算して保有割合を計算する。

### 4. 変更報告書の提出義務

変更報告書は、保有割合が1%以上増減した場合の他、「記載内容に重要な変更」のあった場合に提出する。重要な変更とは保有目的の変更、保有株券等の内訳の変更、株券等に関する担保契約に関する重要な変更、共同保有者の変更、共同保有者の保有株券等の内訳の変更を指す。

### 5. 保有割合の計算方法

株券等の保有割合の算出方法は以下のとおりとなっている。

保有割合 = (自己保有分株式数・潜在株式数) / (発行済株式総数+自己保有分の潜在株式数)

### 6. 報告書の記載事項

大量保有報告書の記載事項の概要は以下のとおりである。

発行会社に関する事項(名称・所在地・上場取引所名)

提出者に関する事項(名称・所在地・事業内容)

保有目的(純投資・政策投資・経営参加・支配権取得等の目的・内容)

提出者の保有株券等の内訳に関する事項(株券等の種類別保有株式数)

最近の取得・処分状況(最近60日間の取得日・取引数量・取引価格)  
株券等に関する重要な契約(担保契約・売り戻し契約・売買の予約等)  
取得資金に関する事項(自己資金・借入金の内訳、借入先の名称等)

## 7. 報告書の提出先

大量保有報告書や変更報告書の提出義務が生じた者は、提出者の住所地(所在地)を管轄する財務局長に報告書を4部提出するとともに、その写しを遅滞なく、発行会社と証券取引所に送付しなければならない。

## 8. 報告書の提出期限

上場株券等の保有割合が5%超となった者は、その日から5営業日以内に大量保有報告書を提出  
その後、保有割合が1%以上増減した場合は、5営業日以内に変更報告書を提出することを定めている

## 9. 特例報告制度

日常の営業活動として大量の株券等の売買を行っている証券会社、銀行、信託銀行、保険会社、投信会社、投資顧問会社など機関投資家は、事務負担等を考慮し、特例報告制度を設け、保有割合10%以下かつ保有の目的が会社の事業活動の支配でないものに限って、3ヶ月ごとにまとめて翌月15日までに報告することとしている。

(保有割合が2.5%以上増減した場合はその月の翌月15日までに報告)

## 10. 罰則

大量保有報告書を提出しない場合には、懲役3年以下、300万円以下の罰金が科せられる。

## 現行制度の問題点と今回の変更のポイント

1. 特例報告制度の縮小
2. 株券等保有割合の計算における共同保有者間における重複計上に係る見直し
3. 対象有価証券の範囲拡大
4. 大量保有報告書の電子提出の義務化

### 1. 特例報告制度の縮小

最近、短期間に大量の株券等を取得する事例が増えてきており、特例報告制度の迅速性・機動性についての問題が指摘されてきている。今回は、以下のとおり特例報告制度が縮小された。

報告期限・頻度の短縮

原則3ヵ月毎15日以内      2週間毎5営業日以内

10%超保有の状態から保有割合が10%を下回る取引を行った場合について一般報告を義務付け

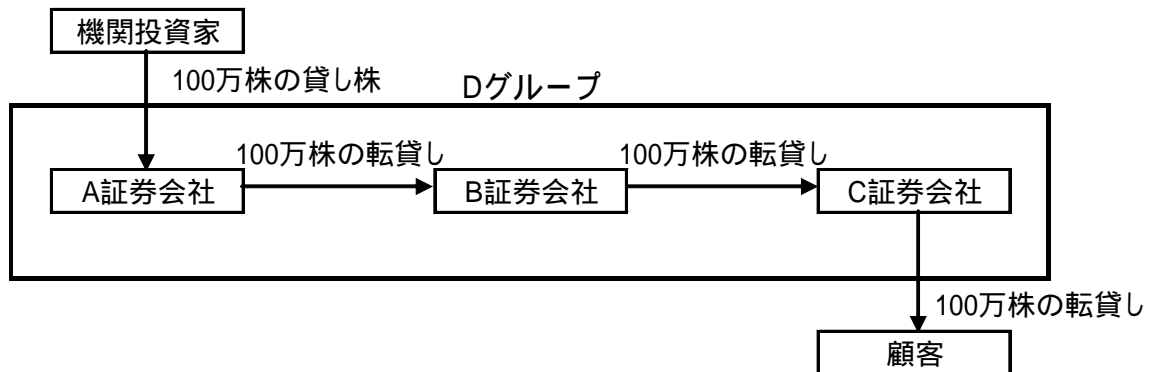
特例報告制度が適用されない「事業支配目的」について「事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を行う目的」と明確化

- 投資者に対して一層の透明性を確保されるように報告期限・頻度が短縮された。
  - (例) A投資顧問が4月15日(金)に初めて5%超となった場合  
(保有目的:純投資、特例報告制度を利用)
  - ・ 変更前:3ヶ月毎の報告日(6月30日)の15日以内、すなわち7月15日
  - ・ 変更後:2週間毎の報告日(15日と月末)の5営業日以内、すなわち4月20日に報告  
変更前後では、最大3ヶ月程度報告期限が短縮される。
  
- 取引の実態を適切に開示しない者を排除するため、「重要提案行為等」は、以下の事項を経営陣に対して、あるいは株主総会において提案する行為と規定する。
  - 重要な財産の処分又は譲受
  - 多額の借財
  - 代表取締役の選任又は解任
  - 役員構成の重大な変更
  - 支配人その他重要な支配人の選任又は解任
  - 支店その他の重要な組織の設置、変更又は廃止
  - 会社法上の組織再編行為等
  - 配当政策に関する重要な変更
  - 資本政策に関する重要な変更
  - 上場廃止等
  - 子会社株式の新規上場等 等
  
- 特例報告制度を利用する場合は、次に掲げる日を組み合わせから内閣総理大臣に月2回の基準日を届出る。
  - ・ 第2月曜日と第4月曜日(第5月曜日がある場合は第2、第4及び第5月曜日)
  - ・ 各月の15日と月末日

## 2. 株券等保有割合の計算における共同保有者間における重複計上に係る見直し

従来は、共同保有者間で貸借取引がある場合、株券の貸方には引き渡し請求権があるため、保有株券等の総数に含めると共に、株券の借方も処分するまでの間、保有株券等の総数に加えていたため、貸借取引分については重複計上されていた。今回の改正で共同保有者間で引き渡し請求権のある株式については控除されることになり、共同保有者間の重複計上をネットアウトして保有割合を計算することが認められた。

(例)機関投資家がDグループに属するA証券会社に100万株を貸し株したものを、A証券会社が同じくDグループのB証券会社に転貸し、さらにB証券会社がDグループのC証券会社に転貸した後、C証券会社が顧客に転貸した場合



- ・変更前：大量保有報告書上は、A証券会社、B証券会社、C証券会社がそれぞれ100万株ずつ保有しており、グループ全体としては300万株保有しているものと見做す。
- ・変更後：大量保有報告書上は、B証券会社、C証券会社の保有分については、共同保有者間に引渡し請求権があるため控除され、グループ全体としてはA証券の保有分100万株のみの保有しているものと見做す。

### 3. 対象有価証券の範囲拡大

新たに投資有価証券を対象とする。

### 4. 大量保有報告書の電子提出の義務化

大量保有報告書の迅速な公衆縦覧を目的とし、新たにEDINETを通じた電子提出が義務づけられた。

## ・ 大量保有報告書の提出状況

大量保有報告書の提出件数は、年々増加傾向にあり 2006 年上半期には 9,113 件に達している。今般の「証券取引法」等の一部を改正する法律及び同整備法が施行されることにより、特例報告の頻度が 3 ヶ月毎から 2 週間毎に変更されることから、提出件数は増加が見込まれ、より詳細な機関投資家等の売買動向の把握が可能となることが見込まれる。また、特例報告の重要提案行為の範囲が明確となり、企業経営陣にとっては純投資か否かの判別が容易となる。

### 大量保有報告書 提出件数

	2006年 1月～6月	2005年 7月～12月	2005年 1月～6月	2004年 7月～12月	2004年 1月～6月
総提出件数	9,113	8,754	7,195	6,550	6,089
(内 法人)	7,952	7,468	6,004	5,446	5,011
( 個人)	1,161	1,286	1,191	1,104	1,078

大量保有報告書・変更報告書の提出件数を合算しております。

件数は、報告書単位です。

個人と法人の連名で提出されている報告書については、金融庁の EDINET に表記されている提出者を規準としています。

訂正報告書の数は含まれておりません。

## ・ 最後に

今回の改正により、従来から問題となっていた特例報告制度の悪用、共同保有者間の重複計上により保有株数が過大となり実態と異なる点が改善され、大量保有報告制度は透明性が増し、より有効なものとなっている。今後は、発行企業等による利用数が増加していくと思われる。

### LEGAL INFORMATION

本レポートは信頼できる情報に基づいて作成されたものですが、その情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。当社は、本レポートに含まれる情報を利用したこと起因する一切の直接および間接の損害に対する責任を負いません。本レポートに含まれる情報等の著作権その他のあらゆる知的財産権は当社に帰属します。当社からの事前の書面による承諾なしに、当該情報を商業目的に利用することを禁止します。